

学校法人東京聖栄大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京聖栄大学(以下「この法人」という。)の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金(以下「報酬等」という。)の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長及び常務理事(業務執行理事)は、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、この法人の職員として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 監事とは、この法人の非常勤監事をいう。
- (6) 評議員とは、この法人の職員として給与の支給を受けている職員評議員及びそれ以外の評議員をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (8) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員に対しては、月額報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 評議員(職員評議員を除く。)に対しては、会議出席(書面出席を除く。)の都度、日額報酬を支給する。

(役員の報酬額)

第4条 役員に対する報酬月額、別表第1のとおりとする。

- 2 役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 3 役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 4 役員月の途中における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(役員の賞与の算定方法)

第5条 役員に対する賞与の額は、別表第2のとおりとする。

(評議員の報酬)

第6条 評議員に対する報酬日額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第7条 役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

2 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

3 前2号により支給する退任慰労金の額は、別表第4のとおりとする。

4 役員が解任された際には、評議員会の審議により支給割合を決する。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程、退職金規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、「退職金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。

2 評議員の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(交通費及び費用)

第9条 役員及び評議員には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、出張および旅費規程別表を準用する。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第10条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 この法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 この法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第11条 この法人は、この規程を法人のホームページに公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第6条の定めについては令和7年度の最初の定時評議員会の終結の日以降に就任した者について適用する。

2. この規程施行に伴い、「学校法人東京聖栄大学 役員の報酬等に関する規程」は廃止する。

別表第1(役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 110,000円
常務理事	月額 60,000円
職員理事	月額 40,000円
非常勤理事(定額)	月額 40,000円
非常勤理事(随時)	日額 10,000円
監事	月額 40,000円

別表第2(役員の賞与)

役職名	6月賞与	12月賞与	年度末特別
理事長	100,000円	150,000円	0円
常務理事	60,000円	80,000円	0円
職員理事	30,000円	50,000円	0円
非常勤理事	30,000円	50,000円	20,000円
監事	30,000円	50,000円	20,000円

別表第3(評議員の報酬)

評 議 員 (職員評議員を除く。)	評議員会等に出席 その他法人の業務	日額 10,000 円
----------------------	----------------------	----------------

別表第4(役員の退職慰労金算定式)

退職慰労金の額は、役員が退任または死亡した日における役員報酬(手当)月額に、支給基準に基づいて得た額とする。役員が解任された際には、評議員会の審議により支給割合を決する。

退職慰労金支給基準

在任期間(年)	1(未満)	2	3	4	5	6	7	8
支給率(月数)	0	2	4	6	6	8	10	12

在任期間	9	10	11	12	13	14	15	16
支給率	12	14	16	18	20	20	22	24

在任期間	17	18	19	20(以上)
支給率	24	26	28	30